会 員 各 位

重要・保存版

令和 8年 1月

浦 和 青 色 申 告 会
共催　さいたま商工会議所
協力　関東信越税理士会浦和支部

令和7年分年所得税・消費税・個別指導会日程表

＊ご来場の際は**過去3年分（令和4年・令和５年・令和６年）**の決算書・申告書の控えをご持参ください。
＊ご来場の際は**浦和税務署からの確定申告の「お知らせはがき」**をご持参ください。
＊各指導会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
＊インフルエンザ・感染症等防止のため各相談時間をお一人様４０分までとさせていただきます。

★『ブルーリターンＡ』個別指導ご希望の方は事前予約が必要となります。

※所得税決算書・確定申告書作成及び消費税申告書作成個別指導会

令和8年	受付時間	BRAのみ予約要	実　施　会　場	内　容
2月 16日（月）	【午前の受付】9:30～11:30【午後の受付】13:00～15:30	要	埼玉県浦和合同庁舎 別館 1階 A会議室	所得税決算書・確定申告書及び消費税申告書作成指導会
17日（火）		要	埼玉県浦和合同庁舎 別館 1階 A会議室	
24日（火）		要	埼玉県浦和合同庁舎 別館 1階 A会議室	
25日（水）		要	埼玉県浦和合同庁舎 別館 1階 A会議室	
26日（木）		要	埼玉県浦和合同庁舎 別館 1階 A会議室	
3月 2日（月）		要	埼玉県浦和合同庁舎 別館 1階 A会議室	
5日（木）		要	埼玉県浦和合同庁舎 本館 5階 講堂	
12日（木）		要	埼玉県浦和合同庁舎 別館 1階 A会議室	

★個別指導会期間中の『ブルーリターンA』個別指導ご希望の方は、上記日程のうち、ご都合の良い日を必ずご予約の上ご来場ください。

★受付時間は 【午前9:30～11:30】まで【午後13:00～15:30】までとさせていただきます。

『ブルーリターンA』 ご予約申込み電話:048－799－25

＊指導日初日、特に午前中は大変混雑が予想されますので、別の日をご利用されるなど混雑緩和にご協力ください。なお、埼玉県浦和合同庁舎全館改装中のため**駐車場スペース**が狭くなっておりますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

【お願い】

＊当会では、指導会場において不動産の売買に係わる**譲渡所得の申告は指導対象外**となっております。大変恐縮ですが、譲渡所得の申告に関しては直接税務署にご相談くださるようお願いいたします。

【会場電話番号】
＊浦和青色申告会事務局 電話 048－799－2518 FAX 048－799－2519

※注意事項を必ずご覧ください。

【所得税・決算書関係】

①青色申告特別控除は１０万円か５５万円のどちらかです。但し事業的規模において『e-Tax 本人送信』または『電子帳簿保存の承認申請済み』の方は、青色申告特別控除は６５万円となります。

②預金口座の売上・経費の記入漏れはないか確認してください。

③店舗併用住宅の場合、水道光熱費・固定資産税などの家事按分は適切ですか。

④減価償却費の車両で、事業専用割合が１００％でないものは、車両関係費（ガソリン、修理、車検、自動車税、自動車保険）も事業専用割合に合わせてください。

⑤帳簿一式、集計表その他関係書類はすべて持参してください。

【所得税・申告書関係】

①決算書作成の指導を受けられた方は、指導を受けた旨の決算書と申告書

②国民健康保険税納税通知書（令和７年中に納めたもの）

③国民年金控除証明書（日本年金機構から送られてきた国民年金控除証明書）

④生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等の控除証明書

⑤医療費控除を受ける方は医療費控除明細書又は医療費の領収書・医療費通知（できる限り集計していただいた上でご来場ください。）

⑥その他関係があると思われる書類

【消費税関係】

① 令和５年分の課税売上が１千万円超の場合には令和７年分は課税事業者になります。
また、インボイス発行事業者（登録を受けた方）は、課税事業者となります。充分ご注意ください。
（令和４年分・令和５年分・令和６年分の決算書を必ずご持参ください。）

②課税取引金額を課税１０％と軽減税率８％に区分記載した『課税取引計算書』を作成し持参してください。また、一般課税の方は昨年同様（付表６）を作成の上ご相談ください。

③帳簿一式、集計表その他関係書類を持参してください。

＊個別指導会ご来場の際は『マイナンバーカード』をご持参ください。

『マイナンバーカード』のパスワード2種 ①署名用電子証明書のパスワード（英文字6～16文字）
②利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

マイナンバーカードの期限切れにご注意

マイナンバーカードの有効期限**はカード本体が発行日から10回目の誕生日、電子証明書が搭載日から5回目の誕生日です。**今年は更新手続きが集中します。自治体窓口が混雑し、カード本体の更新も遅れが予想されます。有効期限が近づくと、自治体から有効期限通知が送付されます。電子申告（e-Tax）の際に期限切れで困らないよう、忘れずに更新手続きをおこなってください。